

令和 7 年度

山梨県内部統制評価報告書

令和 7 年度 山梨県内部統制評価報告書

地方自治法第 150 条第 4 項の規定により、「山梨県内部統制に関する方針」に基づく内部統制体制の整備及び運用状況について、次のとおり評価を実施しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

本県においては、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成 31 年 3 月総務省公表。以下「ガイドライン」という。）に基づき、「山梨県内部統制に関する方針」（令和 2 年 3 月 31 日）を策定し、当該方針に基づき、令和 2 年度から「財務に関する事務」に係る内部統制体制の整備及び運用を行ってきました。

内部統制体制の整備については、「内部統制推進会議設置運営要綱」に基づき、各部局次長等で構成する内部統制推進会議において、内部統制に係る知事の意識を共有するとともに、全庁的な取組を推進しました。

また、各部局内に部局次長、所属長で構成する内部統制推進部会において、部局内での情報共有や取組の推進に努めました。

内部統制の運用については、国が示す内部統制に係る評価項目に基づき、全庁的な内部統制の有効性評価を行うとともに、各所属においては、「リスク評価シート」に基づき、業務レベルにおけるリスク内容の識別、当該リスクを防止するための規定の整備、日常業務を通じたリスク対応策の運用状況等を評価しました。

2 評価手続

令和 7 年度を評価期間とし、令和 8 年 3 月 31 日を評価基準日として、ガイドライン「IV 内部統制評価報告書の作成」に基づき、財務に関する事務に係る内部統制の評価を実施しました。

具体的には、様式 1 「全庁的な内部統制評価シート」により、国が示す内部統制に係る評価項目に基づき、全庁共通となる内部統制の有効性を評価しました。

また、各所属においては、「リスク評価シート」に基づき、業務レベルにおけるリスク内容の識別、リスク対応策の策定、実際の運用状況、発生した不備の内容や改善状況等の評価を行いました。

3 評価結果

財務に関する事務に係る全庁的な内部統制については、規定の不備はなく、有効に運用されていると評価しました。

各所属の業務レベルにおける内部統制についても、概ね有効に整備・運用されたと評価します。また、発生した不備のうち、重大な不備に該当する事項はありませんでした。

＜各所属の業務レベルにおける内部統制の結果＞

リスク対応策数 2, 694件

〔 発生した不備 64件 〕

4 重大な不備の是正に関する事項

該当なし。

令和8年8月12日 山梨県知事 長崎 幸太郎